



8月16日、日本共産党新宿区議団と社民党新宿区議団が共同で、区内4警察署への高齢者名簿提供の中止を申し入れました。

なんか変だよ
吉住区政

新宿区が、65歳以上の高齢者 約67、000人の名簿を警察に提供!!

新宿区は、特殊詐欺対策のためと称して、区内の65歳以上の高齢者約67、000人分の名簿を牛込・新宿・戸塚・四谷の4警察署に提供する方針を明らかにしました。日本共産党新宿区議団は8月16日、個人情報保護の立場から、警察への大量の名簿提供は中止するよう吉住区長に申し入れました。

個人情報の外部提供は禁止が原則

新宿区個人情報保護条例(以下、条例という)は、第11条で実施機関(区等)内部における個人情報(区等)の目的外利用を制限したうえで、第12条第1項で「実施機関は、保有個人情報を区の機関以外のものに提供してはならない。」と定め、外部提供を原則禁止しています。例外的に、第12条第2項で「(1)本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき、(2)法令等に定めがあるとき、(3)人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき、(4)前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるとき。」のいずれかに該当する場合は外部提供ができるとしています。区が作成した条例の解釈・運用基準によれば、第2項第1号について、外部提供するときは、本

人の同意を得ることを原則とするとし、同本人同意とは、「本人から文書又は口頭により、同意する旨の明確な意思表示がなされていることをいう。」としています。このように条例は、外部提供について二重の制限を設けて、個人情報を保護しています。

新宿区は、今回の高齢者名簿の警察への提供は条例第12条第2項第4号の「実施機関が特に必要があると認めるとき」にあたるとして、新宿区情報公開・個人情報保護審議会(以下、審議会という)に諮問しました。

審議会の意見は大きく分かれる

区は5月31日の審議会に、協定を締結した上で、区内在住の65歳以上全員の名簿(氏名・フリガナ・住所・生年月日)約6万7000人分を区内4警察署に外部提供することを諮問しました。この日は、審議会の委員から「全員分の名簿を渡すのではなく他のやり方があるのではないか。」「法律から言うと渡さないのが原則。結果として個人情報警察に蓄積されていくことになるのでは。」「ニセ警官による詐欺が増えるのでは。」「(生年)月日まで必要なのか」等々、問題点が多数指摘され、一旦差し戻しとなりました。6月28日の審議会には、警察官が67、000名の自宅にポスティングして、警察への個人情報提供に同意しない



人は不同意の意思表示ができるようにすること(オプトアウト方式という)と、「生年月日」を「生年」のみにする案が再諮問されました。このやり方では警察に個人情報が提供されることにならなくなり、本人同意を得る方式(オプトイン方式)ではないため、当日の審議会の議論も紛糾し、最終的に採決した結果は、賛成7名、反対4名、棄権1名という僅差で、意見が大きく分かれました。

区長は名簿提供をやめよ

過去10年間の個人情報の外部提供に関する審議会の結果をみると、諮問された全33件中32件は全員賛成で「承認」され、残る1件も反対が1名という採決結果でした。今回の審議会への諮問は、一度目は差し戻しとなり、二度目も賛成7、反対4・棄権1という採決結果で異例の事態です。また、昨年度の個人情報の警察への外部提供の実績が6件だったのに比べて、今回の約67、000件は桁違いです。

各議員は、定例の法律・くらしの相談会を行っています。お気軽にお問合せください。



あざみ 民栄

市谷砂土原町3-18
電話 090-1802-4520



あべ 早苗

新宿7-16-13
電話 090-4015-8151



雨宮たけひこ

左門町13仙丈ビル501
電話 090-1544-5088



川村のりあき

西落合1-32-18
電話 070-6510-8893



近藤 なつ子

戸山1-16-16-310
電話 090-4849-3227



沢田 あゆみ

西早稲田2-19-1共美ビル101
電話 090-3088-9591



佐藤 佳一

北新宿1-6-16-602
電話 090-2641-8431



田中のりひで

上落合1-1-15落合パークファミリア302
電話 080-5483-5516

共産党区議団が暑さ対策で緊急申入れ

この夏は災害並の暑さが続きました。新宿区では今年1月から8月16日までに226人が救急搬送され、6月1日から8月15日までの2月半の間に7人が亡くなっています。



こうした中厚生労働省は、今年4月1日以降に生活保護受給を開始した世帯や、生活保護世帯が転居した場合などに、5万円を限度にクーラーの購入・設置を行うことが出来る旨の通知を出しました。荒川区はこれに加えて、自宅にエアコンがない高齢者・障害者・要介護4以上の方がいる世帯や就学前の子どもがいる世帯が、クーラー等の冷房機器を7月24日から8月31日までに購入・設置した場合、5万円を限度に助成する措置を講じています。

日本共産党新宿区議団は8月7日、吉住区長と酒井教育長に対して、以下のような「酷暑から区民の命と健康を守るための緊急申入れ」を行いました。

記

1. 酷暑から区民の命と健康を守るため、全庁上げて総点検し、きめ細かな暑さ対策を行うこと。
2. 6月27日の厚労省通知に該当する被保護世帯(生活保護世帯)に対しては、個別の周知と購入・設置までケースワーカーがきめ細かく援助し、対象世帯で未設置が残されないようケースを把握すること。
3. 2018年3月までに受給開始した生活保護世帯に対しても、上記通知が適用されるようにすることや、生活保護の夏季加算を実施することを、国に対して緊急に要請すること。国が対象を拡大するまでの間、区として支援を行うこと。また、夏季のクーラー利用にともなう電気代相当額を独自に補助すること。
4. 荒川区と同様に、生活保護を受給していない世帯にもクーラー等設置の補助を行い、低所得世帯には電気代の補助を行うこと。
5. 暑さ指数計(熱中症計)を区有施設、区立学校等に設置するとともに、私立幼稚園、私立保育園、福祉施設等にも設置を支援すること。
6. 暑さ指数にもとづく「熱中症警報システム」を区として実施し、注意報や警報を発令するとともに、防災メール配信や防災行政無線放送等を活用して注意報・警報の周知を図ること。

不同意の確認は区が郵送でおこなうこと

条例第12条第2項第4号は、例外中の例外として外部提供ができる事例であり、このような大量の外部提供を行う根拠にすることに無理があります。さらに意見を諮問された審議会でも意見が大きくわかれた。第12条に関する区の条例解釈・運用基準でも、個人情報の外部提供は「実施機関内部における目的外利用よりもプライバシー侵害のおそれの方が大きいと考えられるため、慎重な取り扱いが必要である。」としてしており、区長は4警察への名簿提供は中止すべきです。

区はその後、審議会でも出された意見や区民からの苦情等を踏まえて検討し、7月17日の新宿区議会防災等安全対策特別委員会に「区及び区内4警察署の連携による特殊詐欺根絶対策事業の実施について」を報告した際、事前のポスティングは警察官ではなく区が郵送で行うことに変更しました。しかし、本人の意思確認についてはあくまで不同意を得るオプト

アウト方式で行うというものでした。ちなみに、オプトアウト方式は、条例のどこにも定めがありません。

警察官の戸別訪問による注意喚起は特殊詐欺対策の効果に疑問が...

区は、4警察に名簿を提供して、①特殊詐欺に関する情報提供と注意喚起のために全世帯を戸別訪問する、②警察官による留守番電話機能の設定や「自動通話録音機」無償貸出をするといっています。

「自動通話録音機」の無償貸出は、区が昨年度から行っており、昨年度は4警察署の協力も得て500台を貸し出しています。今年度新たに1000台を貸出すので、約67,000人の個人情報を警察に提供することです。

警察に高齢者の個人情報を提供して個別訪問して注意喚起をするやり方は、住民から異議が出されて中止したり、特殊詐欺防止に必ずしも有効ではないことは、他自治体の事例からも明らかです。

日本共産党区議団の調査では、千葉県野田市は、警察からの働きかけを受け

2012年から高齢者の情報提供を行いました。利用停止請求が市民ら52名から、異議申し立てが13名から出され、「公益上特に必要とは認められない」との情報公開・個人情報保護審査会の答申を受け2016年に事業を中止しました。

他区は、区の内部努力で「自動通話録音機」貸出を拡大

一方で、「自動通話録音機」の効果は顕著であり、私たちもその設置は大いに促進すべきだと考えています。今年度は東京23区全区で無償配布・貸出が予定されていますが、ほとんどの区は警察への名簿提供は行いません。

新たに今年度から事業を始めた千代田区では、65歳以上の約8200の全世帯

を対象に、台数に制限を設けず必要な方に配布する取り組みを行っています。区民への周知は介護保険料のお知らせに送付するとともに、ダイレクトメールも送っています。区役所の担当だけではなく各出張所などでも幅広く申請を受け付け、この6月からすでに200件の申し込みが来ているそうです。これは新宿区の高齢者人口で割り返すと1600件以上にあたります。区とは別に、警察署も独自に訪問活動を行っているそうです。

品川区は、2016年度、2017年度で900台を無償配布して効果が顕著だとして、今年度新たに1000台を無償配布します。これまで同様、区役所の担当課と消費者センター、民生委員協議会への協力を要請、区内4警察署それぞれの窓口で配布をするそうです。

品川区は、2016年度、2017年度で900台を無償配布して効果が顕著だとして、今年度新たに1000台を無償配布します。これまで同様、区役所の担当課と消費者センター、民生委員協議会への協力を要請、区内4警察署それぞれの窓口で配布をするそうです。

被害者の約86%が65歳以上で、区として対策が必要なことは言うまでもありません。審議会では、安全・安心対策担当副参事から「万策尽きた」から名簿提供に踏み切ったとの答弁がありました。しかし、例えば、新宿区役所内の「悪質商法被害防止ネットワーク」に危機管理課はこれまで参加しておらず、消費者相談を担当している課が「自動通話録音機」の設置を勧めないなど、区役所内の連携は充分と言えません。また、杉並区が行っている24時間対応の「振り込め詐欺被害防止専用電話」の設置も新宿区は行っていません。区がやるべきこと、できる余地はまだあり、「万策尽きた」とは到底言えません。

警察への名簿提供ではなく区の総力をあげて特殊詐欺防止を

区が今やるべきことは、①警察への個人情報提供に不同意の意思表示をするための郵送ではなく、特殊詐欺への注意喚起と「自動通話録音機」の貸出申請書を送付するための郵送を行うことです。



区は、特殊詐欺対策で「万策尽きた」というけれど...

これまで区内で発生した特殊詐欺の認知件数と被害額は年々増加しており、昨年度は130件2億9000万円です。

②そして、貸出窓口を危機管理課と警察署だけに限定するのではなく、消費生活センター、特別出張所、高齢者総合相談センター、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどに思い切つて広げ、悪質商法被害防止ネットワークに参加する事業者にも協力を求めることです。③さらに、町会・自治会や民生委員の方々に協力をお願いするなど、地域力を活かして区あげての大きな取り組みにいくことです。

日本共産党新宿区議団は、条例の趣旨に反して安易に警察に個人情報や外部提供することはやめて、区の総力をあげた取り組みで、特殊詐欺防止に有効な「自動通話録音機」を普及することを強く求めます。

区民の声を反映する区政をめざして、日本共産党新宿区議団はがんばります!

●ホームページ <http://www.jcp-shinjuku.com>
各区議のホームページやEメールも
区議団のホームページのリンクからご覧になれます。



ホームページのQRコード